

愛知淑徳大学学則

第1章 総則

第1条 本学は愛知淑徳大学と称し、学校法人愛知淑徳学園が設置する。

第2条 本学は教育基本法並びに学校教育法に準拠し、学園の創立精神及び大学理念「違いを共に生きる」を基本として、健康で気品のある人格・不撓不屈の精神力、陰徳を心がける豊かな情操を涵養するとともに、学術研鑽とその創造的な活用に万全の努力を払い、あまねく真・善・美の真価を調和的に体得することにより、社会と文化の発展に貢献するすぐれた人材の育成を目的とする。

第3条 本学はその目的を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するものとする。

2 自己点検及び評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科、学生定員、修業年限、大学院及び留学生別科

第4条 本学に次の学部、学科及び専攻を置く。

文学部

国文学科

教育学部

教育学科

人間情報学部

人間情報学科

感性工学専攻

データサイエンス専攻

数学・情報教員養成専攻

心理学部

心理学科

創造表現学部

創造表現学科

創作表現専攻

メディアプロデュース専攻

建築学部

建築学科

建築・まちづくり専攻

住居・インテリアデザイン専攻

健康医療科学部

医療貢献学科

言語聴覚学専攻

視覚科学専攻

理学療法学専攻

臨床検査学専攻

スポーツ・健康医科学科

スポーツ・健康科学専攻

救急救命学専攻

食健康科学部

健康栄養学科

食創造科学科

福祉貢献学部

福祉貢献学科

社会福祉専攻

子ども福祉専攻

交流文化学部

交流文化学科
 ランゲージ専攻
 観光専攻
 ビジネス学部
 ビジネス学科
 グローバル・コミュニケーション学部
 グローバル・コミュニケーション学科

第5条 学部、学科及び専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	編入学定員（3年次）	収容定員
文学部			
国文学科	95人		380人
教育学部			
教育学科	140人		560人
人間情報学部			
人間情報学科	200人		800人
感性工学専攻			
データサイエンス専攻			
数学・情報教育養成専攻			
心理学部			
心理学科	180人		720人
創造表現学部			
創造表現学科			
創作表現専攻	95人		380人
メディアプロデュース専攻	130人		520人
建築学部			
建築学科	130人		520人
建築・まちづくり専攻			
住居・インテリアデザイン専攻			
健康医療科学部			
医療貢献学科			
言語聴覚学専攻	40人		160人
視覚科学専攻	40人		160人
理学療法学専攻	40人		160人
臨床検査学専攻	40人		160人
スポーツ・健康医科学科	130人		520人
スポーツ・健康科学専攻			
救急救命学専攻			
食健康科学部			

健康栄養学科	80人	320人
食創造科学科	120人	480人
福祉貢献学部		
福祉貢献学科		
社会福祉専攻	70人	280人
子ども福祉専攻	50人	200人
交流文化学部		
交流文化学科	260人	1,040人
ランゲージ専攻		
観光専攻		
ビジネス学部		
ビジネス学科	230人	920人
グローバル・コミュニケーション学部		
グローバル・コミュニケーション学科	80人	320人

第6条 学部の修業年限は、4年とする。

2 在学年数は、8年を超えることはできない。ただし、編入学した学生の在学年数は、[第26条第3項](#)の規定で定める在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることはできない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

第7条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第8条 本学に留学生別科を置く。

2 留学生別科の規程は、別に定める。

第3章 職員組織・大学協議会及び学部教授会

第9条 本学に学長、副学長、学部長、研究科長、教務部長及び学生部長を置く。

2 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 副学長は、学長を補佐し、その命を受けて大学の重要な事項についての校務をつかさどる。

4 学部長は、学長を補佐し、その命を受けて学部内の教学運営業務を遂行し、業務を処理するとともに、学部に所属する教員を指揮監督する。

5 研究科長は、学長を補佐し、その命を受けて研究科内の教学運営業務を遂行し、業務を処理するとともに、研究科に所属する教員を指揮監督する。

6 教務部長及び学生部長は、学長を補佐し、その命を受けて大学に関する教学運営業務を統括する。

7 本学の職員は、教育職員、医療職員、事務職員、その他大学が定める職員とする。

8 教育職員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

第10条 本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、大学協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第11条 協議会は、次の各号に掲げるもので組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 教務部長
- (4) 学生部長
- (5) 学部長及び学部選出の教授（各1人）
- (6) 研究科長
- (7) 学長補佐
- (8) 図書館長

- (9) 国際交流センター長
- (10) 日本語教育センター長
- (11) コミュニティ・コラボレーションセンター長
- (12) キャリアセンター長
- (13) ダイバーシティ共生センター長
- (14) AI・データサイエンス教育センター長
- (15) 教職・司書・学芸員教育センター長
- (16) 学修・研究支援センター長
- (17) 事務局長
- (18) その他学長の指名する者

第12条 協議会は、学長が招集し、議長となる。

2 学長は協議会で審議した結果を参酌した上で、当該議案についての決定をおこなう。

第13条 協議会は、次の事項について審議する。

- (1) 学則その他重要規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 学生の定員に関する事項
- (3) 大学、大学院その他部局の連絡調整に関する事項
- (4) 教育職員の人事に関する事項
- (5) その他本学の運営に関し、学長が必要と認める事項

第14条 本学に教授会を置く。

2 学長は第15条に掲げる事項について教授会に審議を求めるものとする。

3 学長は、教授会の意見を参酌した上で、当該議案についての決定をおこなう。

第15条 教授会は次の事項について審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下、学長等という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第16条 教授会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

第17条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 学年を前期及び後期の2学期に分け、その期間の標準は次のとおりとし、毎年学年の開始までにこれを定める。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第19条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める休日
- (3) 愛知淑徳学園創立記念日5月17日
- (4) 夏季休業8月12日から8月17日まで
- (5) 冬季休業12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要であると認める場合は、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 休業日においても、学長が必要と認める場合は、授業を行うことができる。

第5章 入学

第20条 入学の時期は学期の始めとする。

第21条 本学の学部に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限3年以上のものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者
- (9) 高等学校に2年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認める者

第22条 前条に規定する者で入学を志願する者は、所定の書類に第54条の入学検定料を添えて、所定の期日までに本学に提出しなければならない。

第23条 学長は、前条の入学志願者に対し選考の上、合格者を定める。

第24条 学長は、前条の合格者で、所定の期日までに第55条の学納金を納入し、誓約書その他所定の書類の提出を完了した者に、入学を許可する。

2 入学を許可された者は、定められた期日までに、所定の手続きをとらなければならない。

第25条 前条の誓約書は、保証人1名が連署したものでなければならない。

2 保証人は父母又はそれに準ずる者でなければならない。

3 保証人は学生の身上に関して一切の責任を負う。

4 保証人の変更又は保証人に異動があったときは、すみやかに届け出なければならない。

第6章 編入学、再入学、転学部、転学科及び転専攻

第26条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、学長は選考の上、相当学年に編入学を許可することができる。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 本学以外の大学に、第2年次編入にあたっては1年以上在学し30単位以上修得した者、第3年次編入にあたっては2年以上在学し60単位以上修得した者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

(5) 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育期間を含む）を修了した者

(6) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）

2 前項に規定する者のほか、学長は次の各号のいずれかに該当する者を選考の上、相当学年に編入学を許可することができる。

(1) 本学の複数学位取得を志願する者

(2) 本学と海外の大学との協定書に基づく複数学位取得を志願する者

3 第1項及び第2項の規定により編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、学部長は教授会の議を経て、教授会で審議した結果を学長に上申する。

4 学長は第44条の規定により退学した者又は第46条第2項の規定により除籍された者が、退学又は除籍の日から5年以内に、退学又は除籍時に在籍した学部の学科又は専攻に再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、再入学を認めることができる。

5 編入学及び再入学に関して必要な事項は、別に定める。

第27条 本学に入学した者で、転学部、転学科又は転専攻を志願する者は、学年の初めに限り、学長

は特別の選考によって、これを許可することができる。

2 転学部、転学科及び転専攻に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 授業科目の履修方法、成績評価及び留学等

第28条 授業科目の開設及びその単位については、学部及び教育センター等の本学が設置する教育研究機関（以下「学部等」という。）が審議し、学長が定める。この場合において、教育センター等が開設する授業科目及びその単位については、重ねて大学協議会の審議を要するものとする。

第29条 授業科目を履修した学生には、試験及びそれに準ずる適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

2 成績評価はA+（90%以上）、A（80～89%）、B（70～79%）、C（60～69%）、F（59%以下）、失、欠、合、否、認及びWをもって表示し、A+、A、B、C及び合を合格、F及び否を不合格とする。また、受験資格喪失を失、欠席を欠、認定を認、履修中止をWとする。

3 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、GPA（Grade Point Average）を用いる。

4 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、A+につき4、Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、F、失及び欠につき0を、それぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点に、その単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。

5 前4項に定めるもののほか、必要な項目は、授業科目を開設する学部等の規程で定める。

第30条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて該当授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準によって定める。

（1）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

（3）卒業論文、卒業研究及び卒業制作等については別に定める。

第30条の2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところによって、講義、演習、実験、実習又は実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業方法により実施する授業は、同時性又は即時性を持つ双方向性（対話性）を有し、授業時数が授業の半数を超える場合に遠隔授業として取り扱うものとする。

3 前2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えてはならないものとする。

第31条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第32条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

2 前項に関して必要な事項は、学部において定める。

第32条の2 学生は、本学大学院の研究科科目のうち研究科が開放科目として指定した科目（以下「研究科開放科目」という。）を大学院科目等履修生として履修することができる。

2 研究科開放科目及び履修に関し必要な事項は、研究科において定める。

第33条 学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学し、又は外国の大学又は短期大学が行う通信教育の授業科目を我が国で履修した場合について準用する。

3 学生が短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修又は大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定により文部科学大臣が定める学修を、教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、相当の単位を認定することができる。

4 第1項及び第2項により修得した単位とみなされる単位数は、第3項により認定することのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第34条 学生が本学に入学する前に大学（本学を含む。）又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、本学に入学した後

の本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を、教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、相当の単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第35条 学生は、学長の許可を得て、休学することなく、外国の大学又は短期大学に留学して授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定による留学を希望する学生は、保証人と連署で所属学部長を通じ学長に申し出なければならない。

第36条 前条の規定により留学した学生から、留学の期間及びその期間において履修した授業科目について修得した単位を、本学の在学期間及び修得単位として認定するよう申し出があったときは、学長は、教授会の議を経て認定することができる。

2 留学期間中も授業料その他の学納金を納入しなければならない。

3 その他留学に関して必要な事項は、別に定める。

第37条 本学に教職課程を置き、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定める授業科目を開設する。

2 教職課程に関して必要な事項は、別に定める。

第38条 本学に司書課程を置き、図書館法（昭和25年法律第118号）及び同法施行規則（昭和25年文部省令第27号）の定める授業科目を開設する。

2 司書課程に関して必要な事項は、別に定める。

第39条 本学に学芸員課程を置き、博物館法（昭和26年法律第285号）及び同法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の定める授業科目を開設する。

2 学芸員課程に関して必要な事項は、別に定める。

第8章 休学及び復学

第40条 学生は、疾病その他の事由で引き続き3ヵ月以上の修学が困難なときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 前項の規定により休学しようとする者は、休学願に保証人連署の上、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて提出しなければならない。

3 第1項の場合は、学部長は、教授会の議を経て、教授会で審議した結果を学長に上申する。

第41条 学長は、特別の必要があると認められた者に対しては、休学を命じることができる。

第42条 休学期間は1年以内とする。ただし、正当な理由が認められた者には、引き続き休学を許可することができる。

2 休学期間は通算して4年を超えることはできない。

3 休学期間は卒業に必要な在学年数に算入しない。

4 休学中の学納金については、学納金等納入規程に定める。

第43条 休学期間中にその事由が消滅したときには、学長は教授会の議を経て、復学を許可することができる。

2 [第41条](#)の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、医師の診断書を添え、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

第9章 退学、転学、除籍及び復籍

第44条 学生が退学しようとするときは、事由を明記した退学願に保証人連署の上、学長に提出しなければならない。

2 前項の場合、学長は、当該教授会の議を経て、これを許可する。

第45条 学生が他の大学に転学しようとするときは、事由を明記した転学願に保証人連署の上、学長に提出しなければならない。

2 前項の場合、学長は、当該教授会の議を経て、これを許可する。

第46条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長は、当該教授会の議を経て、除籍する。

- (1) [第6条第2項](#)に規定する在学年数に至っても卒業できないとき
 - (2) 学納金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しないとき
 - (3) 休学期間を満了しても復学又は退学しないとき
 - (4) 死亡又は行方不明になったとき
 - (5) 就学継続の意思がないものと確認されたとき
- 2 前項第2号により除籍された者が、所定の期間内に復籍を願い出たときは、学長は、教授会の議を経て復籍を許可することができる。

第10章 卒業及び学位

- 第47条 本学に所定の期間在学し、所定の授業科目及びその単位を修得し、学部の定める卒業の資格を得た者に対し、学部長は教授会の議を経て、教授会で審議した結果を学長に上申し、学長は教授会の意見を参酌した上で卒業を認定する。
- 2 卒業に必要な単位数は学部規程に定める。
 - 3 学長は、第1項の規定により卒業を認定された者に、学士の学位を授与する。
 - 4 学位に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

- 第48条 学長は、学業、課外活動等で顕著な実績をあげた学生を表彰することができる。
- 2 学生の表彰に関する規程は、別に定める。
- 第49条 本学の諸規程に反して秩序を乱し、又は学生の本分にもとる行為があった学生を懲戒する。
- 2 懲戒については、当該教授会の議を経て、学長が行う。
 - 3 懲戒は訓告、停学及び退学の3種類とする。
 - 4 前項の場合における退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 本学の諸規程に反して秩序を甚だしく乱した者
 - (2) 学生としての本分に著しく反した者
 - (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 5 その他懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 科目等履修生、特別科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

- 第50条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において授業科目を履修し、単位を修得しようとする者に対して、教育研究上支障がないと認めるときは選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。
- 2 科目等履修生の履修方法及び単位の授与は、[第29条](#)の規定を準用する。
 - 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。
- 第51条 学長は、本学との協定に基づいて、本学において授業科目を履修しようとする者を、特別科目等履修生として履修を許可することができる。
- 2 特別科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。
- 第52条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において授業科目を聴講しようとする者に対して、教育研究上支障がないと認めるときは選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。
- 2 聴講生に関して必要な事項は、別に定める。
- 第53条 日本の国籍を有しない者で、大学における教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学長は、特別の選考により、外国人留学生として入学を許可することができる。

第13章 学納金

- 第54条 入学を志願する者は、入学願書を提出する際に入学検定料を納入しなければならない。
- 第55条 入学する者は、所定の期日までに入学金その他の学納金を納入しなければならない。
- 第56条 本学が必要と認められた者には、学納金の一部又は全部を免除することができる。
- 2 学納金の免除に関しては、別に定める。
- 第57条 学生は、学納金を所定の方法で所定の期日までに納入しなければならない。

2 所定の学納金を完納しない者は、卒業の認定をしない。

3 学納金に関する規程は、別に定める。

第58条 実験実習費その他必要な費用は、別に徴収する。

第59条 既納の学納金は返還しない。

第14章 開放講座及び公開講座

第60条 本学の開設する授業科目のうち特に定めるものを開放講座とし、本学の学生以外の者に聴講させることができる。

2 開放講座に関して必要な事項は、別に定める。

第61条 本学は、生涯学習に寄与するため授業科目の他に公開講座を開設することができる。

第15章 研究所及びセンター等

第62条 本学に研究所を置く。

2 研究所に関して必要な事項は、別に定める。

第63条 本学にセンター等を置く。

2 センター等は次の各号に掲げるセンター及び部門を置き、各センター及び部門に関して必要な事項は、別に定める。

- (1) 国際交流センター
- (2) 日本語教育センター
- (3) コミュニティ・コラボレーションセンター
- (4) キャリアセンター
- (5) ダイバーシティ共生センター
- (6) AI・データサイエンス教育センター
- (7) 教職・司書・学芸員教育センター
- (8) 学修・研究支援センター
- (9) 会計教育部門

第64条 本学に相談室等を置く。

2 相談室等は次の各号に掲げる相談室等を置き、相談室等に関して必要な事項は、別に定める。

- (1) 学生相談室
- (2) 保健管理室

第65条 本学に学外に開放する機構として、付設機関を置く。

2 次の各号に掲げる付設機関を置き、付設機関に関して必要な事項は、別に定める。

- (1) 心理臨床相談室
- (2) 愛知淑徳大学クリニック
- (3) 愛知淑徳職場内保育室

第16章 図書館

第66条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関して必要な事項は、別に定める。

第17章 厚生補導施設等

第67条 本学は必要に応じて、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設を置く。

第18章 補則

第68条 この学則に定めるもののほか、学則施行に必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭 5 1. 4. 1 改定）

- 1 この学則は、昭和 5 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 5 0 年度入学した者に係る授業料等の額は、第 3 1 条の規定にかかわらず、改定前の通りとする。

附 則（昭 5 2. 4. 1 改定）

- 1 本学則は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 5 1 年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、第 3 1 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭 5 3. 4. 1 改定）

- 1 本学則は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 5 2 年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、第 3 1 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭 5 4. 4. 1 改定）

- 1 本学則は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 5 3 年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、第 3 1 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭 5 5. 4. 1 改定）

- 1 本学則は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 5 4 年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、第 3 1 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭 5 6. 4. 1 改定）

- 1 本学則は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 5 5 年度以降の授業料については、毎年人事院勧告による国家公務員給与ベースアップ率等を基準として改定することがある。

附 則（昭 5 7. 4. 1 改定）

本学則は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 5 8. 4. 1 改正）

本学則は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 5 9. 4. 1 改正）

本学則は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 6 0. 4. 1 改定）

- 1 本学則は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 6 0 年度以降の図書館情報学科の授業料については、毎年人事院勧告による国家公務員給与ベースアップ率等を基準として改定することがある。

附 則（昭 6 1. 4. 1 改正）

本学則は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 6 2. 4. 1 改定）

- 1 本学則は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 6 2 年 3 月 3 日現在において、本学に在学するものについては、第 3 条別表第 1、第 9 条及び第 3 1 条別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭 6 3. 4. 1 改定）

- 1 本学則は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 6 3 年 3 月 3 日現在において、本学に在学するものについては、第 3 条別表第 1、第 9 条及び第 3 1 条別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平元. 4. 1 改正）

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2. 4. 1 改正）

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 3. 4. 1 改正）

- 1 学則第 1 7 条の規定にかかわらず、文学部国文学科、英文学科、図書館情報学科及びコミュニケーション学科の入学定員を平成 3 年度から平成 1 1 年度までの期間おのおの 1 5 0 名とする。
- 2 平成 3 年度以降の文学部国文学科、英文学科、図書館情報学科及びコミュニケーション学科の授業料等の学納金については、毎年度人事院勧告による国家公務員給与のベースアップ等を基準

として改定することがある。

3 本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平4. 4. 1改正）

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平5. 4. 1改正）

1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。

2 平成5年度以降の文学部国文学科、英文学科、図書館情報学科、コミュニケーション学科の授業料等の学納金については、なお従前の例による。

附 則（平6. 4. 1改正）

1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年度以降の文学部国文学科、英文学科、図書館情報学科、コミュニケーション学科の授業料等の学納金については、なお従前の例による。

附 則（平7. 4. 1改正）

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の改正規定中現代社会学部に係る入学検定料については、平成7年1月10日から施行する。

3 学則第5条の規定にかかわらず、文学部国文学科、英文学科、図書館情報学科及びコミュニケーション学科の収容定員を、平成3年度から平成11年度までの期間おのおの600名とする。

附 則（平7. 7. 29改正）

この学則は、平成7年7月29日から施行し、平成8年度以降の入学に係る入学検定料について適用する。

附 則（平8. 1. 9改正）

1 この学則は、平成8年1月9日から施行する。

2 改正後の学則別表第2に規定する授業料及び維持費の額は、平成8年度以後に入学又は在学する学生について適用する。

附 則（平8. 4. 1改正）

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平9. 4. 1改正）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平11. 4. 1改正）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平12. 4. 1改正）

（施行期日）

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則施行の際、現に文学部コミュニケーション学科に在籍する学生の所属は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、従前の例による。なお、文学部コミュニケーション学科の廃止は、当該学科に在籍する総ての学生の卒業をもって行うものとする。

3 改正後の学則第5条の規定にかかわらず、臨時的定員の一部延長に伴う文学部及びコミュニケーション学部の各年度の入学定員及び収容定員並びに前項の規定による文学部コミュニケーション学科の廃止までの間の収容定員は、次の表のとおりとする。

学部・学科	入学定員				収容定員						
	12年度	13年度	14年度	15年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
文学部											
国文学科	120人	115人	110人	105人	570人	535人	495人	450人	430人	415人	405人
英文学科	120人	115人	110人	105人	570人	535人	495人	450人	430人	415人	405人
図書館	12	11	11	10	57	53	49	45	43	41	40

情報学科	0人	5人	0人	5人	0人	5人	5人	0人	0人	5人	5人
コミュニケーション学科	—	—	—	—	45 0人	30 0人	15 0人	—	—	—	—
コミュニケーション学部											
コミュニケーション心理学科	16 2人	15 9人	15 6人	15 3人	16 2人	32 1人	49 2人	66 0人	64 8人	63 9人	63 3人
ビジネスコミュニケーション学科	15 8人	15 6人	15 4人	15 2人	15 8人	31 4人	48 3人	65 0人	64 2人	63 6人	63 2人
言語コミュニケーション学科	10 8人	10 6人	10 4人	10 2人	10 8人	21 4人	32 8人	44 0人	43 2人	42 6人	42 2人

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の学則第34条の規定は、平成14年度の入学生から適用し、この学則施行の日現在本学に在学する学生が、本学入学前に他の大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則施行の際、従前のコミュニケーション学部ビジネスコミュニケーション学科及び文化創造学部文化創造学科環境文化専攻に在籍する学生の所属は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、従前の例による。

3 改正後の第5条の規定にかかわらず、平成18年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	収容定員		
	16年度	17年度	18年度
文学部			
国文学科	410人	375人	345人
英文学科	410人	375人	345人
図書館情報学科	430人	415人	405人
現代社会学部			

現代社会学科	1, 165人	1, 160人	1, 180人
コミュニケーション学部			
コミュニケーション心理学科	643人	629人	633人
言語コミュニケーション学科	432人	426人	432人
ビジネスコミュニケーション学科	477人	306人	152人
文化創造学部			
表現文化専攻	395人	410人	435人
多元文化専攻	395人	410人	435人
環境文化専攻	280人	180人	90人

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規程にかかわらず、平成19年3月31日までの間は、第9条第3項中「准教授、講師、助教」とあるのは、「助教授、講師」と、第14条第2項中「准教授」とあるのは「助教」と読み替えて適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平22. 4. 1改正)

(施行期日)

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則施行の際、現に文学部図書館情報学科、現代社会学部現代社会学科、コミュニケーション学部コミュニケーション心理学科、言語コミュニケーション学科、文化創造学部文化創造学科、医療福祉学部福祉貢献学科、医療貢献学科に在籍する学生の所属は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、従前の例による。

3 第11条第3号の規定にかかわらず、平成22年4月1日の学部改組にあたり新しく設置される学部の基礎となる学部からは学部選出の教授は置かない。

附 則

この学則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平28. 4. 1改正)

(施行期日)

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則施行の際、現にメディアプロデュース学部メディアプロデュース学科に在籍する学生の所属は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、従前の例による。

3 第11条第3号の規定にかかわらず、平成28年4月1日の学部改組にあたり新しく設置される学部の基礎となる学部からは学部選出の教授は置かない。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平30. 4. 1改正)

(施行期日)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則施行の際、現に文学部英文学科に在籍する学生の所属は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令6. 4. 1改正)

(施行期日)

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則施行の際、現に健康医療科学部健康栄養学科に在籍する学生の所属は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則(令7. 4. 1改正)

(施行期日)

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則施行の際、現に文学部総合英語学科、教育学科、創造表現学部創造表現学科建築・インテリアデザイン専攻に在籍する学生の所属は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。